

内容解説資料

巻頭

体罰等によらない、
子どもへの向き合い方
を広げるために

じっきょう 家庭科資料

(通巻 81 号)

みんなで家庭科を

No. **66**

も く じ /

体罰等によらない、子どもへの向き合い方を広げるために……	1
在宅ワークと住まい……	6
ネットを利用した不用品売買の現状と課題……	11
新課程用教科書紹介……	17

体罰等によらない、 子どもへの向き合い方を広げるために

認定 NPO 法人児童虐待防止全国ネットワーク 高祖 常子

1. 2019 年 6 月「体罰禁止」が満場一致可決

2018 年 3 月に、東京都目黒区の 5 歳の女の子、結愛ちゃん^{ゆあ}の虐待死事件がありました。5 歳児が書いたと思えないような反省文がメディアで取り上げられ、ニュースが連日のように全国を駆け巡りました。政府も動き、2018 年 7 月「児童虐待防止緊急対策」が示されることとなりました。

筆者は長年子どもへの虐待防止活動^{注1}を行ってきました。子どもへの体罰を法的禁止することが虐待死をなくすことにつながると思い、活動してきた経緯があります。結愛ちゃんの虐待死の際にも仲間

と共に、ロビイングや関係省庁への情報提供などを行いましたが、子どもへの体罰禁止が明記されることはありませんでした。「叩いてはいけないとなると、子どものしつけができなくなる」などの懸念があったのだと思います。

セーブ・ザ・チルドレン・ジャパンが 2018 年に報告した調査^{注2}でも約 6 割が子どもへの体罰を容認しています。「子どもをしつけとして叩くことがある」と 7 割が回答しています。それが日本の現状でしょう。

そのような中、2019 年 1 月に千葉県野田市の 10 歳の女の子、心愛ちゃん^{みあ}の虐待死事件が起こりまし

注 1 認定 NPO 法人児童虐待防止全国ネットワーク <http://www.orangeribbon.jp/>

注 2 国際 NGO セーブ・ザ・チルドレン報告書『子どもの体やこころを傷つける罰のない社会を目指して』
http://www.savechildren.or.jp/jpnem/jpn/pdf/php_report201802.pdf

注 3 「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律の施行について」都道府県知事、指定都市市長、児童相談所設置都市市長宛（内閣府男女共同参画局長、厚生労働省子ども家庭局長 令和 2 年 3 月 31 日発出）
<https://www.mhlw.go.jp/content/000637877.pdf>

た。心愛ちゃんが、父親からの暴力に対して、意を決してアンケートで先生に助けを求めたにも関わらず、周囲の大人はその命を守ることができなかったという事件です。

このような虐待死が重なり、筆者は仲間と共に「子どもへの体罰・暴力の法的禁止を求めるプロジェクト2019」を立ち上げ、「虐待死をなくしたい！子どもへの体罰・暴力の法的禁止を求めます」というネット署名を2019年2月3日にスタートさせました。2週間で2万人以上の署名が集まり、超党派の議員連盟や関係省庁に持参しました。虐待死をなくしたいという国内の世論も後押しとなり、2019年6月に「親権者からの体罰禁止」を盛り込んだ「児童福祉法等改正」が満場一致で可決成立しました。改正法では、親は「児童のしつけに際して体罰を加えてはならない」とされました。

2. 「体罰の法的禁止」スタートに際し、ガイドラインを策定

改正法により「体罰の法的禁止」は2020年4月スタートとなりましたが^{注3}、これに際して「ガイドライン」を策定することとされました。

2020（令和2）年3月31日発出の文書に「令和元年9月から子ども家庭局長の下に「体罰等によらない子育ての推進に関する検討会」を開催し、改正法により新たに規定される「体罰」の範囲やその禁止に関する考え方、体罰等によらない子育ての推進策等を、国民に分かりやすく説明するためのとりまとめを行った」とありますが、これがガイドラインの策定を示しています。

上記文書には「保護者が「しつけ」と称して暴力・虐待を行い、死亡に至る等の重篤な結果につながるものもあることを踏まえて、改正法において、親権者からの体罰が許されないものであることを明確化することとした。あわせて、児童相談所長や児童福祉施設の長、ファミリーホームの養育者及び里親についても体罰禁止を明確化することとした」と

記されていますが、改正法では、体罰禁止の対象を限定的にしているとも読み取れる記述であることが、問題点です。

世界で初めて法律で子どもへの体罰を禁止した国は1979年のスウェーデンです。日本も「体罰等全面禁止国」と認められるためには、親権者（および児童相談所長や児童福祉施設の長、ファミリーホームの養育者及び里親）のみならず、「すべての人」および「暴言も含む」と明記されることが必要でした。

厚生労働省では「体罰等によらない子育ての推進に関する検討会」（2019年9月～2020年2月）を開催し、筆者も委員を担わせていただきました。「体罰等によらない子育てのために」というガイドライン案が示され、パブリックコメントの募集も実施されました^{注4}。パブリックコメントでは、委員からの提案でガイドライン案に読み仮名がふられ、子どもたちにも読んでもらい感想を寄せてもらえるようにという思いも込められました。これは子ども参画（子どもの権利）としても、とても画期的だったと思っています。

パブリックコメントなどをもとに再度検討を行い、2019年度内の検討会でガイドラインを決定しました。副題も応募の中から決められ、「体罰等によらない子育てのために～みんなで育児を支える社会に～」となりました。体罰をしている親を責めるのではなく、子どもへの対応方法のヒントを示し、さらに「みんなで育児を支える社会を作っていこう」という意思表示となる副題がついたことは、とても意義深いことだったと思います。

2020（令和2）年2月20日、厚生労働省から「体罰等によらない子育てのために」（厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課虐待防止対策推進室）が発出されました^{注5}。さらに国民が理解しやすいよう、ガイドラインの内容をベースに、子どもへの向き合い方なども書かれている特設サイト「体罰等によらない子育てのために」も開設されました。

注4 「体罰等によらない子育てのために（素案）」のパブリックコメント及び副題（キャッチコピー）の募集を開始します（厚生労働省） https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_08592.html

注5 「「体罰等によらない子育てのために」がとりまとめられました」（厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課虐待防止対策推進室 令和2年2月20日発出） https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_02201409.html

注6 「体罰等によらない子育てのために～みんなで育児を支える社会に～」（厚生労働省）
<https://www.mhlw.go.jp/content/11923000/000598139.pdf>

3. 日本は、世界 59 か国目の体罰全面禁止国へ

検討会でも発言させていただきましたが、第1回目の会議時に押さえていただいたポイントをガイドライン「体罰等によらない子育てのために～みんなで育児を支える社会に～」に盛り込むことができたことが、とてもよかったと思っています。以下は、特に明記していただいてよかったと思う部分です^{注6}。

「体罰等によらない子育てのために～みんなで育児を支える社会に～」に記載された、子どもの権利をベースにした重要なポイント（太字は筆者による強調）

- ・子どもの健やかな成長・発達において、**体罰は必要ありません。**
- ・全ての子どもは、健やかに成長・発達することが権利として保障されており、**体罰は子どもの権利を侵害します。**
- ・たとえしつけのためだと親が思っても、身体に、何らかの苦痛を引き起こし、又は不快感を意図的にもたらす行為（罰）である場合は、**どんなに軽いものであっても体罰に該当し、法律で禁止されます。**
- ・これは親を罰したり、追い込むことを意図したものではなく、子育てを社会全体で応援・サポートし、**体罰によらない子育てを社会全体で推進**することを目的としたものです。
- ・なお、体罰は許されない行為であり、親以外の監護・教育をする権利を持たない者を含む**全ての人**について、**体罰は許されません。**
- ・体罰は身体的な虐待につながり、さらにエスカレートする可能性があります。その他の著しく監護を怠ること（ネグレクト）や、**子どもの前で配偶者に暴力を振るったり、著しい暴言や著しく拒絶的な対応をすること（心理的虐待）等についても虐待として禁止**されています。
- ・加えて、怒鳴りつけたり、子どもの心を傷つける暴言等も、子どもの健やかな成長・発達に悪影響を与える可能性があります。**子どもをけな**

したり、辱めたり、笑いものにするような言動は、**子どもの心を傷つける行為で子どもの権利を侵害**します。

これらはすべて、子どもの権利をベースにした記述です。そもそも子どもだからといって、叩かれたり怒鳴られたりして当たり前ということではありません。また、「身体に、何らかの苦痛を引き起こし、又は不快感を意図的にもたらす行為（罰）である場合は、どんなに軽いものであっても体罰に該当」と、「どんなに軽いものであっても」と明記された点も重要です。弱いから、軽いから「たいしたことはないだろう」というのは、個人的なイメージにほかなりません。

さらに、「怒鳴りつけたり、子どもの心を傷つける暴言等も、子どもの健やかな成長・発達に悪影響を与える可能性」があるとされたことも大きな一歩です。法的には明記できませんでしたが、この一文により、暴言も規制されたと捉えられます。「子どもをけなしたり、辱めたり、笑いものにするような言動は、子どもの心を傷つける行為で子どもの権利を侵害」と、子どもの権利侵害であると明記されたことは重要です。

「子どもの権利条約」^{注7}は1989年の第44回国連総会において採択され、1990年に発効しました。日本は1994年に批准していますが、現実場面において、子どもの権利が尊重される社会とは程遠かったと言っても過言ではないと思います。今回の「体罰禁止」の明記によって、やっと子どもの権利の批准国としてのスタートを切ったとも言えるでしょう。

法律では、民法に「懲戒権」があるために、懲戒権を持っている「親権者」および「児童相談所長や児童福祉施設の長、ファミリーホームの養育者及び里親についても体罰禁止を明確化」とされ、実質的には、子どもに対して体罰できる人を排除したという形ではありましたが、国民に対して大変わかりにくい解釈でした。ガイドラインにおいて、「体罰は許されない行為であり、親以外の監護・教育をする権利を持たない者を含む全ての人について、体罰は許されません」と「全ての人」と明記したことは、

注7 子どもの権利条約（ユニセフ） https://www.unicef.or.jp/about_unicef/about_rig.html

注8 「各国の体罰等全面禁止法（年代順）」NPO 法人子どもすこやかサポートネット

<https://www.kodomosukoyaka.net/activity/law.html>



厚生労働省「体罰等によらない子育てのために」ポスター
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/taibatu.html>

全国民へのメッセージとして、とても重要です。

これをもって、体罰に関する各国の状況を調査・分析し助言等を行っている「子どもに対するあらゆる体罰を終わらせるグローバル・イニシアチブ」は、2020年2月28日、日本が世界で59番目の体罰全面禁止国になったと発表しました⁸。

4. 体罰等によらない子どもへの向き合い方

「体罰等によらない子育てのために～みんなで育児を支える社会に～」(厚生労働省^{注6})では、「なぜ体罰等をしてはいけないのか」「体罰等が子どもに与える影響」「子どもが持っている権利」などの記述があります。さらに「体罰等によらない子育てのために」として、「体罰等をしてしまう背景」の説明や「具体的な工夫のポイント」として子どもへの関わり方のヒントやアドバイスも盛り込まれています。場面的にはやや乳幼児向けの表記になっていますが、高校生への考え方としてもベースになると思いますので、ぜひご一読いただければと思います。

筆者自身が、親や保育士、支援者や専門職、教師

などに伝えている主なポイントは、以下のとおりです。

- ・体罰や暴言の悪影響
- ・親自身の感情コントロール
- ・子どもの気持ちに寄り添うということ
- ・子どもに問いかけ、解決方法を一緒に考える
- ・子どもに決めさせる（自己決定）

体罰や暴言の悪影響ですが、これは福井大学の友田明美先生の脳の研究でも明らかになっています。「激しい体罰で前頭前野が委縮、暴言で聴覚野が変形」することがわかっており、さらにガイドライン内では、ガーショフによる研究結果なども用いてその影響を示しています。これらのエビデンスが出されたことは、体罰を受けて育ってきた親自身にも、またそれが当たり前だと思って子どもを叩いていた親にも、納得できる根拠となりました。また教師や支援者が、言うことを聞かないなら叩くべきなどと考える親に向き合うときに示すことができるデータでもあります。

体罰や暴言によって行動を強制させることは、簡単に言えば、子どもへの威圧や支配、コントロールということです。困った行動を瞬時に止めることができますが、それは、子どもが怖かったから、痛かったから、心が傷ついたから行動を止めただけです。体罰や暴言は、強制的に親や大人の言うことに従わせる行為です。それはつまり、子ども自身が持つ感情を否定し、考える猶予を与えていないということになります。さらに、子ども自身に「自分の想いを伝えることは無力なのだ」と思わせてしまう可能性もあるのです。

＜ガイドラインに示された体罰等による子どもへの影響＞

- ・体罰等が繰り返されると、心身に様々な悪影響が生じる可能性がある。
- ・「落ち着いて話を聞けない」、「約束を守れない」、「一つのことに集中できない」、「我慢ができない」、「感情をうまく表せない」、「集団で行動できない」という行動問題のリスクが高まる（藤原武男他「幼児に対する尻叩きとその後の行動問題：日本におけるプロペンシティ・スコア・マッチングによる前向き研究」2017）。
- ・手の平で身体を叩く等の体罰は、親子関係の悪さ、周りの人を傷つける等の反社会的な行動、

攻撃性の強さ等との関連が示されている（ガーショフ他「手で叩く体罰と子どもの結果：これまでの議論と新しいメタアナリシス」2016）。

親や大人自身の感情コントロールも大切です。イライラしたりかっことしたりすることは誰にでもあります。ただしそれを目の前の子どもにぶつけないということです。アンガーマネジメントとも言われますが、感情が爆発しそうになったらクールダウンするなどして、感情をコントロールすること。深呼吸やゆっくり数を数えることなど、様々な方法があります。

そして、「私はなぜこんなに怒っているのか」「苛立っているのか」という気持ちに注目して言語化することが必要です。怒りは第二次感情とも言われています。その「なぜ」に注目することが大切です。

これは、親でも教師でも、子ども自身でも同じことです。「そもそも疲れている」のであれば、疲れを取るようにリラックス、リフレッシュする時間を取る。また「子どもがゲームばかりしていて勉強せず、心配」ということなら、その気持ちを伝えて、どのようなスケジュールでやろうと思っているのか、または取り掛かりたくない問題があるのか（勉強がわからないなど）を聞いて、それをどのように解決したらいいのかを相談すればいいということです。

この気持ちの言語化は、子ども自身にもとても重要です。親もイライラを言語化し、子どもにもイライラしていることや、やる気が起きないことについて言語化してもらう。そんなプロセスが、困った行動への解決の糸口になるでしょう。大人と子ども、親子でそのようなコミュニケーションを取っていると、子ども自身も友だちや教師、部活のコーチなどの関係において、そのようなコミュニケーションが取れるようになっていくと思います。

少し話がそれますが、校則についてもぜひ考えてみていただければと思います。「校則で決められているから」と禁止することによって、子どもから思考力を奪っていないでしょうか。そもそもなぜその校則があるのか、なぜ従った方がいいのかということも、ぜひ子どもたちと考え、高校生である子どもたちを尊重しながら、ぜひ子どもたちに主導権を渡してみてはいかがでしょうか。主導権を渡すということは、教師や大人が、子どもに従わなくてはいけ

ないということではありません。いろいろな考えを出し合い、大人はアドバイスなどしながら、考えをまとめていく作業をしてみようという提案です。

5. 体罰禁止をどのように広げていくのか

先にも書きましたが、体罰禁止は「子どもの権利条約」をベースにした考え方です。子どもの権利条約と言っても、要は「人権」です。人として子どもの権利が守られていないので、あえて「子どもの権利条約」をつくる必要があったと考えていいでしょう。

内容については改めて確認いただければと思いますが、子どもの権利条約で立てられているのが、「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」の4つの柱です。体罰や暴言は時として、生きる権利や育つ権利、守られる権利を脅かし、子どもが参加する余地を与えていない行為だと言えるでしょう。

体罰禁止の浸透のためには、教師はもちろん、親自身、周囲の大人も体罰禁止や子どもへの関わり方を知ることがとても大切です。前述したように、怒りのコントロールの方法や、子どもと向き合うコミュニケーションをぜひ心がけていただければと思いますし、そのような勉強会や情報提供をぜひ継続して行っていただければと思います。

そして、子ども自身も「自分は体罰を受けて当たり前ではない」とわかることも大事です。子ども自身や親や教師などから体罰を受けていた時にSOSを出せる、相談できる環境というのは、どのようなものだと思いますか。それは「気持ちを否定されないこと」です。「お前が悪いからだ」「お前も悪いのではないか」と言われれば、相談しなくなります。これは、体罰でも、いじめでもデートDVや性被害でも同じことです。困っている気持ちを受け止め、解決方法を一緒に考えていきましょう。

相談は困っている相手のものです。困っている子ども自身が、自分で言語化し、相談したいと思えるタイミングがあります。「いつでも相談にのるよ。いつも君の力になるよ」というメッセージを、教師のみなさまはぜひ子どもたちに伝え続けていただければと思います。